

上島町長選挙・上島町議会議員選挙について

【投票日】平成24年11月4日(日) 午前7時～午後8時
(第8・9投票所は午前7時～午後7時)

【告示日】平成24年10月30日(火)

【選挙区と定数】

- 上島町長選挙 上島選挙区 (定数1)
- 上島町議会議員選挙 弓削選挙区 (定数6)、岩城選挙区 (定数4)
 生名選挙区 (定数3)、魚島選挙区 (定数1)

【投票所】

- 弓削地区 第1投票所 (弓削保健センター)、第2投票所 (上島町総合庁舎)
 第3投票所 (弓削開発総合センター)
- 岩城地区 第4投票所 (岩城総合支所)、第5投票所 (岩城北集会所)
- 生名地区 第6投票所 (生名総合支所)、第7投票所 (生名デイサービスセンター)
- 魚島地区 第8投票所 (魚島保健福祉センター)、第9投票所 (高井神公民館)

【投票できる人】

次の要件に該当し、選挙人名簿に登録されている人

○住所要件

平成24年7月29日以前に転入届がなされ、引き続き3ヶ月以上上島町に住んでいる人
(※11月4日までに町外に転出した人等は、選挙権はありません。)

○年齢要件

平成4年11月5日以前に生まれた人

【町内転居】

今回の選挙権がある人で、**平成24年10月19日以降**町内転居された人は、前住所の投票所で投票していただくことになりますのでご注意ください。

【期日前投票】

10月31日(水)～11月3日(土)の午前8時30分～午後8時

投票日に仕事やレジャーなどの予定がある人は、期日前投票をしましょう。

期日前投票のできる場所は住所地で異なりますので、投票所入場券でご確認ください。

【不在者投票】

出張などで町外滞在中の人や、指定病院、老人ホームなどへ入院等している人は、不在者投票ができます。

町外滞在中の人は上島町選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、郵送されてきた投票用紙等を持って滞在先の選挙管理委員会で投票できます。また、指定病院等の場合は、病院等へお申し出ください。

【郵便等による不在者投票】

身体に重度の障害がある人や、介護認定で「要介護5」と認定された人は、自宅で郵便等による不在者投票をすることができます。郵便等による不在者投票をするには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けていただいたうえで、上島町選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

また、投票用紙の請求は期限がありますので、お早めに各総合支所選挙管理委員会へお問い合わせください。

上島町選挙管理委員会